

日教組

2023年 学校現場の働き方改革に関する意識調査

調査の実施概要

1. 調査の目的

4月に文科省が公表した「教員勤務実態調査速報値」では、これまでの日教組・連合総研調査と同様に、依然として時間外在校等時間の平均が過労死ライン（1か月あたり80時間）超えの超勤実態が明らかとなった。現場からは働き方改革の成果が実感できないとの声が多く、長時間労働是正は喫緊の課題である。

本調査は、「学校現場の実態」として、社会に発信するとともに、中教審への意見反映、文科省や教育委員会との交渉・協議に活用し、「実感できる働き方改革」へとつなげることを目的に実施した。

本調査は2018年以降毎年実施しており、今回で第6回目となる。

2. 調査の実施方法と実施時期

実施方法はこれまでと同様にWebでのみ行った。

3. 調査の実施時期

2023年7月19日～8月21日

4. 調査対象者

全都道府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、小中一貫校、義務教育学校、中等教育学校における教職員で、正規教職員だけでなく、臨時的任用教職員（任期付含む）、会計年度任用教職員、再任用教職員も含む。

5. 回答者数

調査では、5,809人から回答を得た。

目次

調査の実施概要

第1章 教員の労働時間の実態

第2章 職員における36協定の締結状況

第3章 教職員の勤務の把握状況

第4章 休日における部活動の地域移行

第5章 学校における働き方改革の重要度

第6章 学校における働き方改革の進捗状況と進捗への期待

調査結果の概要 (抜粋)

1. 教員の労働時間の実態

(1) 教員の勤務日における労働時間

① 在校等時間

教員の在校等時間をみると、勤務日（月曜日から金曜日）の在校等時間の平均は10時間40分である。2022年（10時間35分）と比べ5分長く、同じ調査対象期間（7～8月）である2021年（10時間39分）とほぼ同じ時間数である。このように勤務日において長時間の在校等時間が続く傾向に際立った変化はみられない。

② 自宅での仕事時間

勤務日における自宅仕事時間では目立った変化はみられなかった。平均仕事時間は44分で、2022年（45分）、2021年（45分）とほぼ同水準である。

③ 勤務日における労働時間

在校等時間と自宅仕事時間とを合わせた勤務日の労働時間は11時間24分である。2022年（11時間20分）と比べ在校等時間の増加を反映して4分長くなっており、同じ調査対象期間（7～8月）である2021年（11時間24分）と同水準の時間数に戻っている。2018年（11時間58分）と比べると34分減少しているものの、依然として11時間を上回る長時間労働が続いている。

第1表 教員の1週間の労働時間

	勤務日（月～金） （1日平均）			週休日（土・日） （1日平均）			1週間の労働時間計			1か月の労働時間計		
	在校等時間	自宅仕事時間	勤務日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	週休日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	労働時間計	在校等時間	自宅仕事時間	労働時間計
2023年計（7～8月）	10:40	0:44	11:24	1:42	1:13	2:55	56:44	6:06	62:50	226:56	24:24	251:20
2022年計（9月）	10:35	0:45	11:20	1:40	1:19	2:59	56:15	6:23	62:38	225:00	25:32	250:32
2021年計（7～8月）	10:39	0:45	11:24	1:41	1:17	2:58	56:37	6:19	62:56	226:28	25:16	251:44
2020年計（9月）	10:27	0:42	11:09	1:46	1:10	2:56	55:47	5:50	61:37	223:08	23:20	246:28
2019年計（7～8月）	10:59	0:51	11:50	1:58	1:18	3:16	58:51	6:51	65:42	235:24	27:24	262:48
2018年計（7～8月）	11:07	0:51	11:58	2:10	1:19	3:29	59:55	6:53	66:48	239:40	27:32	267:12

(2) 週休日における労働時間

① 在校等時間

一方、週休日（土曜日、日曜日）の在校等時間は1時間42分で、2022年（1時間40分）、2021年（1時間41分）とほとんど変わらない。週休日の在校等時間は2018年から減少する傾向がみられたが、2021年以降は横ばいである。

② 自宅での仕事時間

一方、週休日における自宅仕事時間は2022年（1時間19分）より6分短い1時間13分である。同じ調査対象期間（7～8月）の2021年（1時間17分）と比べると4分短い。しかし2018年調査（1時間19分）以降の5年間の減少時間数は6分にとどまっている。

③ 週休日における労働時間

この結果、在校等時間と自宅仕事時間とを合わせた週休日の労働時間は平均2時間55分で、同じ調査対象期間（7～8月）の2021年（2時間58分）と比べ減少時間数は3分にとどまっている。

なお、週休日の労働時間は、2018年（3時間29分）以降の在校等時間の減少を反映して34分短い。

(3) 1週間の労働時間の推移

勤務日、週休日の在校等時間と自宅仕事時間とを合計した1週間の労働時間は62時間50分で、依然として62時間を上回る実態が続いている。

2022年（62時間38分）と比べ自宅仕事時間は減少したもの、在校等時間が増加した結果、1週間の労働時間は12分長くなっている。所定労働時間（38時間45分）を23時間53分上回る労働時間である。学校現場における働き方改革が叫ばれて久しいが、教員の長時間労働は改善どころか再び悪化しているといえるだろう。

(4) 休憩時間の実態

実際に取得できた休憩時間をみると、圧倒的多数の教員が休憩時間をほとんど取れない実態が明らかになっている。休憩を全く取れなかった「0分」が38.7%と4割近くに達し、また「15分未満」も21.7%と2割強を占めている。両者を合わせた休憩時間<15分未満>の人が約6割を占めている。

この結果、平均休憩時間は法定休憩時間（45分）を大幅に下回る12.7分にとどまり、2022年（12.0分）と比べほとんど改善されていない。こうした休憩時間は労働基準法に違反している。

第2表 教員の実際にとれている休憩時間（1日平均）

	0分	15分未満	15分以上	30分以上	45分以上	46分以上	60分以上	件数	平均休憩時間・分
2023年計	38.7	21.7	18.9	14.4	3.8	0.4	2.1	4886	12.7
2022年計	40.6	21.6	18.7	13.9	3.2	0.5	1.6	7823	12.0
2021年計	32.5	22.5	23.6	15.8	2.9	0.5	2.1	5446	13.9
2020年計	32.0	20.3	22.0	16.5	5.7	0.5	1.1	3573	14.4

2. 休日における部活動の地域移行

(1) 休日の部活動の地域移行において国・自治体が早急にすすめるべきこと

休日の部活動の地域移行において国・自治体が早急にすすめるべきことを10項目中3つ以内であげてもらった。

国・自治体に期待する上位項目のトップは「指導者の確保」で、79.6%と8割近い。国・自治体が最優先ですすめるべき環境整備は、「指導者」の確保ということである。

「指導者の確保」に続いて期待の多かったとくみが「地域の受け皿の確保」(61.1%)である。これまで未整備だった地域における「受け皿の確保」が地域移行実現のために優先すべき課題として上位にあげられている。

こうした地域の受け皿の環境整備として、「私費負担・保護者負担の軽減」(18.8%)、「地域格差の是正」(16.4%)、「活動場所までの移動手段の確保」(16.0%)、「指導者の交通費等の予算確保」(15.5%)が2割前後であげられている。

また、部活動の地域移行が進まない現状を背景に、「兼職兼業の規程の周知、責任の所在の明示」が20.3%、「当事者への周知と当事者の参画」が19.0%と多くなっている。

(2) 休日の部活動の地域移行への関わり方

休日の部活動の地域移行に教職員自身はどのように関わりたいと思っているのだろうか。この点をほとんどの教職員が部活動顧問をしている中学校についてみていく。

回答の半数を占めたのが「休日の部活動には関わりたいくない」(52.9%)である。二人に一人の教職員が休日の部活動へ関わりたいくないとしている。

また、関わるにしても「指導はしないが時々見に行きたい」という人は12.4%と1割強で、「ボランティアで指導に関わりたい」も3.5%と少ない。

また、「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」という人は13.4%で1割強であった。

第3表 休日の部活動の地域移行で国・自治体が早急にすすめるべきことと、
休日の部活動の地域移行への関わり方

	休日の部活動の地域移行で国・自治体が早急にすすめるべきこと (3つ以内選択)										休日の部活動の地域移行への関わり方 —中学校—							
	地域の受け皿の確保	指導者の確保	活動場所の確保	負担の軽減	私費負担の軽減	兼職・兼業の確保	知事・議員の確保	指導者の確保	地域格差の是正	当事者への参画	その他	件数	関わりたいくない	関わりたい	ボランティアで指導に関わりたい	積極的に指導に関わりたい	関わりたくない	件数
2023年計	61.1	79.6	16.0	18.8	20.3	15.5	16.4	19.0	1.8	5.7	5809	52.9	12.4	3.5	13.4	7.7	9.4	1356

3. 学校における働き方改革の進捗状況と進捗への期待

(1) 学校における働き方改革の進捗状況

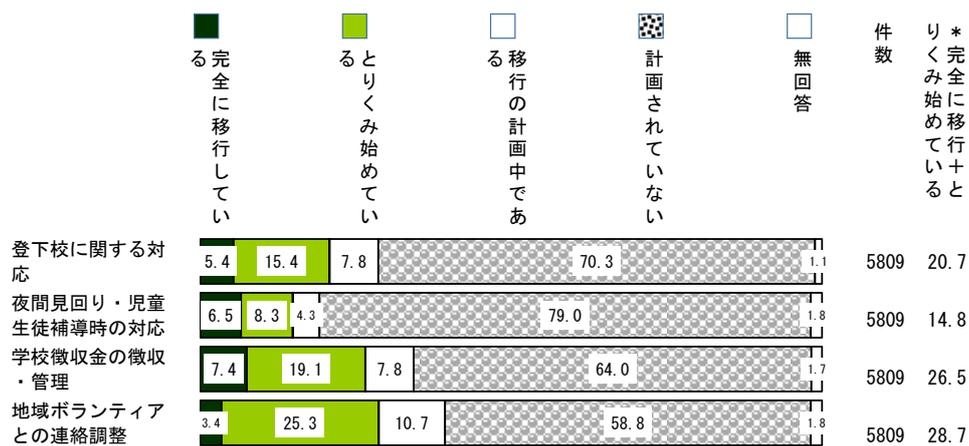
文部科学省では学校における働き方改革を推進するため、教員業務の移行（役割分担）を打ち出している。その中から最優先で実現すべき4つの「基本的に学校以外が担うべき業務」の進捗状況をみていく。

進捗状況を「完全に移行している」と「とりくみ始めている」との小計でみると、進捗がすすんでいる上位2項目は「地域ボランティアとの連絡調整」と「学校徴収金の徴収・管理」である。それでも比率はそれぞれ28.7%、26.5%と4分の1程度にとどまり、逆に、「計画されていない」が6割前後を占めている。

一方、「登下校に関する対応」と「放課後から夜間における見回りなど」の進捗状況はそれぞれ20.7%、14.8%と少ない。逆に、「計画されていない」は前者で70.3%、後方で79.0%と大多数を占めている。

働き方改革推進のための教員業務の移行は必要不可欠だが、教職員の一部ではすすめられつつあるものの、依然として計画すら着手されていない学校現場が多いことを示す結果となっている。

第1図 「基本的には学校以外が担うべき業務」移行の進捗状況



(2) 学校における働き方改革の進捗への見方

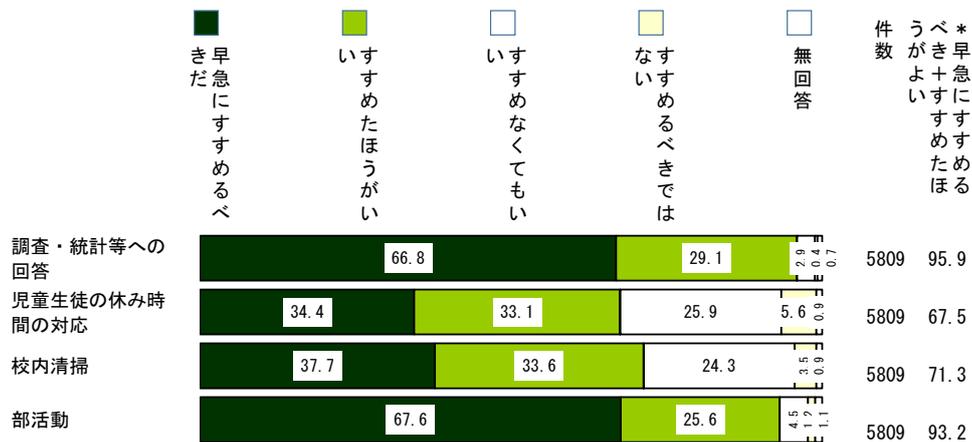
① [学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務] への見方

働き方改革推進のための教員業務の移行において、[学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務] の進捗の是非について教職員はどのような見方をしているのだろうか。

「早急にすすめるべきだ」の比率をみると、[部活動] と [調査・統計等への回答] がそれぞれ67.6%、66.8%と3分の2を占めている。これに「すすめたほうがいい」を加えたくすすめるべき・すすめたほうがいい>は9割を上回っている。「早急に」を中心に圧倒的多数の教職員が改革の進捗に期待しているといえるだろう。

これに対し、[校内清掃] と [児童生徒の休み時間における対応] をくすすめるべき・すすめたほうがいい>は7割前後を占めているものの、「早急にすすめるべきだ」はそれぞれ37.7%、34.4%で3割台にとどまっている。

第2図 「学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務」 への見方

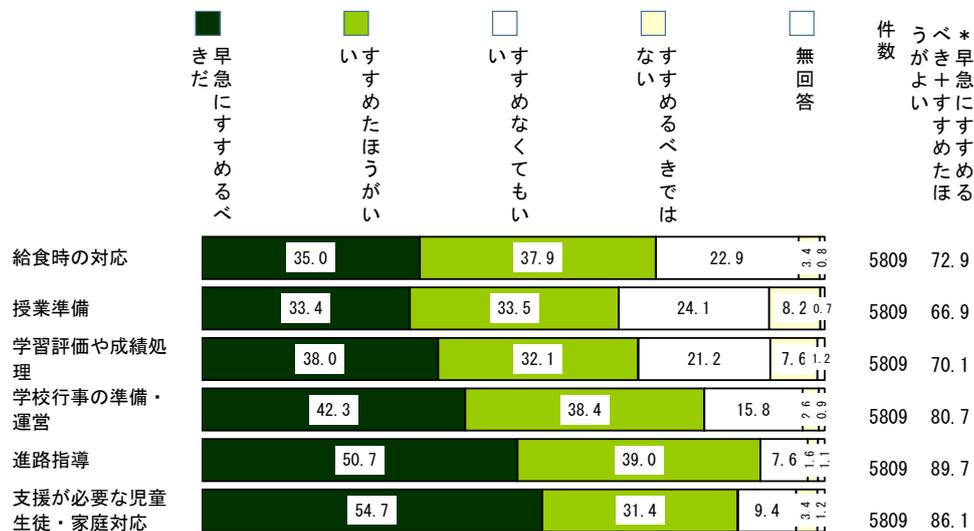


② [教員の業務だが負担軽減が可能な業務] への見方

次に「教員の業務だが負担軽減が可能な業務」の進捗の是非についてみると、「早急にすすめるべきだ」は「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」(54.7%)と「進路指導」(50.7%)で5割強を占め、これに「すすめたほうがいい」を加えた<すすめるべき・すすめたほうがいい>は9割近くに達している。「教員の業務だが」圧倒的多数の教職員はこうした業務の移行と見直しに期待しているといえるだろう。

これに対し、「給食時の対応」、「授業準備」、「学習評価や成績処理」、「学校行事の準備・運営」を「早急にすすめるべきだ」という人は3～4割にとどまっている。しかし、<すすめるべき・すすめたほうがいい>では7～8割に達しており、9割近くに達した「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」、「進路指導」ほどではないものの、業務の移行と見直しに期待する人が多くなっている。

第3図 「教員の業務だが負担軽減が可能な業務」への見方



2023年 学校現場の働き方改革に関する意識調査を実施して

日本教職員組合 中央執行委員 広報担当 薄田 綾子うすだ あやこ

日教組では2018年から「学校現場の働き方改革に関する意識調査」を実施してきています。当初の目的は、当時社会的な「働き方改革」の流れがあり、「学校の働き方改革」についても中教審で議論され、緊急提言、続いて中間まとめが出されました。では、現場教職員は働き方改革を実感できているのか、持ち帰り業務の時間や休日勤務を含めた実際の勤務はどのようになっているのか、などの把握のため調査を実施しました。結果は「提言」等の認知度は低く、いわゆる時間外勤務は多くの教職員が過労死ライン（月80時間）超であることが分かりました。中教審は2018年から2年間の議論を経て2020年、学校の働き方改革推進の具体案として、学校の業務内容・担当の見直しや移行、勤務時間の上限を定めることなどを文科省に答申し、それを受け文科省は法改正を伴う施策を通知、3年後を目途に教員の勤務実態を調査するとしました。充分ではないものの一定評価できるものであり、日教組が2018・2019年と続けて行ってきたWeb調査によって勤務実態が可視化されたことが教育行政を動かす大きな力となったことは間違いない、と思っています。

以来、日教組では、①経年変化をみる、②実態把握によって課題を明確化し、運動に反映させる、③全国的な傾向から本部・単組の交渉・協議に生かす、ことを目的に調査時期は変動するものの、継続してWeb調査を実施してきています。

6年にわたる調査結果では、教員の勤務時間は微減にとどまり、現場では「学校の働き方改革による効果は実感できない」との声が多く上がっています。

罰則はないものの、労基法同様の時間外・休日勤務月45時間、年間360時間の上限設定があるにもかかわらず、学校現場の過労死ライン超えの働き方が常態化しているのはなぜなのでしょう。1つには学校の業務が減っておらず、むしろ増える一方にあることです。〇〇教育、虐待や貧困等への対応など社会的に求められてきたものも多くあります。それらの業務に見合った人の配置となっていないことも1つの原因です。そしてもう1つ、教員の勤務時間を曖昧にし、時間外勤務手当を支払わないとしている給特法にあると日教組では考えています。調査によって現場実態を知ることと、学校の働き方改革の進捗状況の把握、改革の推進をうたいながらも現場と乖離している方策や教職員の期待など、調査から浮かび上がる数値と自由記述をもとに本部・単組とが連携した運動につなげています。

調査項目は毎年検討し、勤務時間など変えない項目とタイムリーなトピックも入れ込んでいます。昨年・今年には部活動の地域移行について、課題や部活動を担当することの負担感などについて調査しました。これらの結果をもとに文科省要請や単組での教委協議、関係団体との意見交換などに活用しています。

調査を継続することで勤務時間などの経年変化が分かる一方、回答数が徐々に減ってきており、難しさを感じています。また、調査の柱である勤務時間は6年経っても大幅な縮減となっておらず、社会的発信効果の低下も実感しています。ですが、地道な調査、そしてその活用が重要であるとも思います。調査から見えてきた課題改善の進捗状況や働き方改革をすすめている中での新たな課題、現場教職員の望む改善案や方向性などを把握し、組合員のニーズに合った、そして未来を創る調査にバージョンアップしていく必要があります。

アンケート調査は結果の活用が重要です。調査に協力いただいたみなさんの希望を形にする、2023年の調査結果が今日からの未来を創る第一歩です。